

デジタル複合機賃貸借仕様書

この仕様書は、堺市（以下「発注者」という。）が契約し、堺市上下水道局各施設に設置するデジタル複合機（以下「複合機」という。）、コインベンダー付きデジタルコイン式複合機（以下「コイン式複合機」という。）に係る仕様に関して必要な事項を定めたものである。

1 契約全般について

- (1) 本契約は、印刷（コピー、ネットワークプリンタ機能によるプリント出力及びファックス機能による受信データの紙出力のことをいう。以下同じ。）1枚当たりの単価（消費税額等を除く。以下「契約単価」という。）による複数単価契約とする。
- (2) 契約単価の区分は、「複合機（上下水道局本庁舎）モノクロ」、「複合機（上下水道局本庁舎）カラー」、「複合機（出先施設）モノクロ」、「複合機（出先施設）カラー」、「コイン式複合機モノクロ」及び、「コイン式複合機カラー」の6種類とする。
- (3) 契約期間は、契約締結日から令和14年3月17日までとし、賃貸借期間は、令和9年3月18日から令和14年3月17日までとする。
- (4) 本契約は、堺市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に規定する長期継続契約である。

2 賃借機器の設置等について

- (1) 賃借機器の設置予定場所、台数、印刷予定枚数及び機種ランクは別紙 2「賃借機器設置一覧」のとおりとする。
- (2) 賃借機器設置一覧のランクは以下のとおりとする。
 - ① A：連続複写速度 A4 横 45 枚以上／分（複合機・カラー） 1 台
 - ② B：連続複写速度 A4 横 35 枚以上／分（複合機・カラー） 9 台
 - ③ C：連続複写速度 A4 横 25 枚以上／分（複合機・カラー） 9 台
 - ④ D：連続複写速度 A4 横 25 枚以上／分（コイン式複合機・カラー） 1 台
- (3) 設置する賃借機器は、メーカーが提供する最新のものとし、中古品及び再生品は不可とする。
- (4) メーターカウント、消耗品の利用状況、日常の状態監視等を受注者が遠隔監視にて確認可能な自動通信装置を複合機に設置すること。なお、遠隔監視に必要な通信環境は受注者の負担により整備すること。
- (5) 受注者は、全ての賃借機器を令和9年3月17日までに正常に稼働する状態で設置すること。
- (6) 設置する日時等の詳細については、契約締結後、発注者と受注者の間で協議の上決定するものとする。
- (7) 受注者は、設置完了後「納品書」を発注者に提出し、発注者の確認を受けること。
- (8) 契約期間終了後は、発注者の指示により速やかに、遅くとも30日以内に撤去しなければならない。ただし、発注者が契約更新等により継続利用とした場合は、この限りでない。
- (9) 賃借機器のうち2台については、契約締結後にテスト機として事前に設置すること。なお、テスト機の設置時期は令和9年1月頃を予定しているが、詳細な時期については発注者と受注者が協議の上、決定すること。
- (10) 賃借機器の詳細な設置場所は、設置時に発注者が指定する。
- (11) 受注者は、賃借機器の搬入、搬出及び設置場所の変更（以下「賃借機器の移動等」という。）を発注者の指示に基づいて行うこと。
- (12) 賃借機器の移動等は、発注者の執務時間外又は受注者の営業時間外に行うように指示することがある。

3 賃貸借料金等について

- (1) 1 か月間の賃貸借料金は、「各賃借機器の契約単価×当該賃借機器の1 か月間の実印刷枚数」で計算した金額の合計金額に消費税額等を加算した金額（当該金額に1 円未満の端数がある場合はこれを切り捨てるものとする。）とする。
- (2) 契約単価は、この仕様に基づいて必要となる全ての費用（電気代及び紙代を除く。）を含んだ金額とする。
- (3) 受注者は、1 か月間（月の初日から末日まで）の実印刷枚数を賃借機器1 台ごとに発注者に報告し、確認を受けた上で、全ての賃借機器に係る料金を（1）の計算により算出し、一括して翌月以降に請求すること。ただし、令和9 年3 月分については令和9 年3 月18 日から同月31 日まで、令和14 年3 月分については令和14 年3 月1 日から同月17 日までに印刷された枚数とする。
- (4) 各月の使用実績データが web ブラウザ上より確認でき、ダウンロードできること。
- (5) 賃借機器の動作不良等による不完全な印刷（以下「ミス印刷」という。）及び保守の作業において受注者が使用した印刷（以下「テスト印刷」という。）の枚数は、賃借機器ごとに1 か月間の全印刷枚数からは控除すること。
- (6) テスト印刷の枚数は、賃借機器ごとに使用した枚数を受注者の保守担当者が申告し、発注者が確認したものとする。ただし、テスト印刷を行う際に使用メーターがカウントアップしない機構を備えた賃借機器である場合、受注者がその旨を申し出て、発注者の了承を得たときは、(7)及び（8）の計算式の中で、テスト印刷枚数を考慮しないものとする。
- (7) 1 か月間の実印刷枚数は、次の方法で計算すること。
$$1 \text{ か月間の全印刷枚数} - 1 \text{ か月間のミス印刷枚数} - 1 \text{ か月間のテスト印刷枚数}$$
- (8) 1 か月間のミス印刷の枚数は、次の方法で計算すること。なお、当該枚数に小数点以下の端数がある場合はこれを切り上げること。
$$(1 \text{ か月間の全印刷枚数} - 1 \text{ か月間のテスト印刷枚数}) \times 2\%$$

4 賃借機器の消耗品、部品について

- (1) 受注者は、賃借機器の消耗品の利用状況を遠隔監視にて確認し、発注者からの注文を必要とせずに消耗品を供給すること。
- (2) 受注者は、賃借機器の保守に支障を来さないよう、必要な部品を直ちに準備できる体制を確保すること。
- (3) 発注者は、上記までに定める事項が厳守されていないと判断したときは、受注者に対して賃借機器の消耗品及び部品の準備体制等を改善するよう指示することがある。
- (4) 使用済みの消耗品等の不用品は、全て受注者が回収すること。

5 賃借機器の保守について

- (1) 賃借機器の保守については、本賃貸借契約に一体的に包含するものとし、受注者は発注者が常時正常な状態で使用できるよう、また、受注者は発注者の要請に基づき、直ちに、発注者に設置する賃借機器に精通し、かつ故障した賃借機器を確実に障害対応することができる技術員（以下「保守担当者」という。）を設置場所に派遣して、速やかに正常な状態で使用することができるようにしなければならない。
- (2) 受注者は、障害対応の依頼を受け付ける統一的な窓口（以下「窓口」という。）を設置し、受付は電話で行えること。また、窓口の連絡先となる電話番号、障害対応フローを発注者に提出すること。
- (3) 窓口の受付時間は平日（堺市の休日に関する条例（平成2 年条例第20 号）第2 条第1 項各号に掲げる日を除く日をいう。）の9 時から17 時30 分までとすること。
- (4) 受注者は、日々、機器の状態を遠隔監視し、故障を検知した場合は、直ちに保守担当者を派遣すること。
- (5) 受注者は、機器を2 か月に1 回以上の割合で、定期的に保守点検（以下「定期点検」という。）すること。

と。なお、現地での実施ではなく遠隔点検でも可能とする。

- (6) 受注者は、発注者から指示があったときは、定期点検のほか、臨時の保守点検（以下「臨時点検」という。）を実施すること。また、点検の実施方法は、遠隔監視でも可とするが、障害が発見された場合は、直ちに保守担当者を設置場所に派遣すること。
- (7) 受注者は、定期点検及び臨時点検を実施するときには、発注者の業務に支障を来たさないようにすること。
- (8) 受注者は、定期点検又は臨時点検をもって、賃借機器に関する動作不良等を未然に防止するよう努めること。
- (9) 受注者は、定期点検又は臨時点検の作業終了後、電子メールによる点検レポートをもって、発注者に報告し、その確認を受けること。
- (10) 受注者は、発注者から障害対応の指示を受けたときは、保守担当者を直ちに派遣し、連絡を受けてから 90 分以内に作業に着手するように努めること。ただし、発注者の指示により、修理に着手する時間を遅らせることがある。なお、障害対応依頼の内容が、賃借機器を接続する既存のネットワークにおける障害等、賃借機器の故障を起因とした障害ではないと判断した場合は、受注者が速やかに発注者に連絡するものとする。
- (11) 受注者は、賃借機器が故障している場合は、直ちに修理し、正常な状態に回復させること。
- (12) 受注者は、障害対応終了後、電子メールによる障害対応レポートをもって発注者に報告し、その確認を受けること。
- (13) 受注者は、定期点検、臨時点検及び障害対応（以下「点検、障害対応等」という。）の際、必要に応じて消耗品及び部品の交換を行い、賃借機器を正常に稼働させ、かつ、良好な印刷の質を維持すること。
- (14) 受注者は、点検、障害対応等を実施する日時について発注者から指示を受け、その範囲内で実施すること。
- (15) 受注者は、点検、障害対応等を円滑に行い、上記（1）から（14）までの事項を実施するために必要な保守担当者を、必要人数確保すること。
- (16) 受注者は、賃借機器の点検、障害対応等の経歴を常に把握し、発注者から指示があったときは、これら経歴に関する全ての情報を速やかに提供すること。
- (17) 受注者は、発注者が設置する賃借機器に関する点検、障害対応等の状況を把握する者（以下「保守総括者」という。）を 1 名選任し、この契約の締結後、速やかにその氏名等を発注者に報告すること。また、保守総括者を変更した場合は、速やかに報告すること。
- (18) 受注者は、特定の賃借機器に故障その他問題が頻発（1 か月に 3 回以上を目安とする。）する場合は、賃借機器を正常に稼働させ、かつ、良好な印刷の質を維持するために、必要な具体的対策を、発注者の承認を得た上で講じること。
- (19) 受注者は、前記（18）の状態が、2 か月以上にわたり発生し、発注者から指摘があったときは、指摘のあった日から 1 か月以内に賃借機器を交換する（他機種への変更を含む。）等、抜本的な対策を、発注者の承認を得た上で講じること。
- (20) 受注者は、上記保守事項に掲げたもののほか、賃借機器を正常に稼働させ、かつ、良好な品質を維持するために必要な具体的対策を、発注者の承認を得た上で講じること。

6 賃借機器の仕様について

別紙 3「賃借機器仕様一覧」のとおりとする。

7 その他

- (1) 受注者は、発注者が賃借機器をネットワークプリンタ、ネットワークスキャナ及びファックスとして使用するため、発注者の指示に従い、次の作業及び機器の動作確認を実施すること。
 - ① 賃借機器のネットワークへの接続及び設定作業
 - ② 賃借機器のスキャナによる読み込みデータの保存先フォルダの設定作業
 - ③ 賃借機器のファックス番号（送信先を含む。）及び受信データの保存先フォルダの設定作業
 - ④ FAX 受信したドキュメントを発注者が指定する保存場所に電子ファイルで保存できること。また、保存に必要な情報収集、設定、テスト等、必要な作業を実施すること。
 - ⑤ パソコンへのドライバインストール作業は発注者にて実施するが、管理者権限を含んだバッチ形式のインストールを作成のうえ提供すること。なお、複合機の再配置等によりインストールの修正が必要な場合は対応すること。
 - ⑥ パソコンへのドライバインストールの際の技術情報に関する問合せに誠実に対応すること。
 - ⑦ その他各種機能利用に必要な作業
- (2) 本仕様書に定める各種機能を利用するために、別途ソフトウェアが必要な場合は、本契約に含め、必要な本数を納品すること。
- (3) 施設の統廃合や組織改正に伴う執務室のレイアウト変更等により、賃借機器の設定内容等を変更する必要がある場合は、発注者の指示に基づいて行うこと。また、年に 1 回程度の複合機の移動等（出先における拠点間の移動を含む）に対応すること。なお、複合機の移動等に必要な費用は本契約に含めること。
- (4) 受注者は、賃借機器の保守においてハードディスクを交換する際や、契約期間終了後の賃借機器の撤去の際等には、発注者の使用によりハードディスクに記録された全てのデータについて、それを完全に消去し、かつ、当該データを復元できないよう処理を行い、その処理日時、装置名、方法、経過及び、処理実行者を書面により発注者に報告すること。
- (5) 受注者は、賃借機器に関する動産総合保険を付保すること。
- (6) 賃借機器には、主として再生紙を使用するので、必要がある場合は、複合機にその対策を講じること。
- (7) 賃借機器には、ミス印刷等によって発生した裏面利用が可能な用紙を使用することがあるので、必要がある場合は、賃借機器にその対策を講じること。
- (8) 発注者は、自然環境及び執務環境の維持及び向上を図るため、受注者に対して複合機に関する騒音、廃棄物、オゾン等の対策を指示することがある。
- (9) 受注者は、発注者の職員に対して、複合機の操作指導をすること。なお、この指導を実施する際は発注者の指示に従うこと。
- (10) ユーザ操作マニュアル及び管理者用マニュアルを作成すること。なお、納品は原則電子データによるものとする。
- (11) 賃借機器ごとの月間印刷予定枚数は、過去の印刷実績枚数等から算定したものであり、契約期間中の印刷枚数を保証するものではない。
- (12) 別紙 1「暴力団等の排除について」を遵守しなければならない。
- (13) 本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定するものとする。

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を下請負人等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市上下水道局契約関係暴力団排除措置要綱第 2 条の規定により準用する堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表第 1 に掲げる措置要件に該当する者を、下請負人等（堺市暴力団排除条例第 7 条各号に定める者をいう。以下同じ）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該下請負人等との契約の解除を求めることができる。

2. 下請負人等との締結について

受注者は、下請負人等との契約の締結に当たっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第 8 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を本市に提出しなければならない。また、受注者は、下請負人等がいる場合には、これらの者から暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。ただし、本市が必要でないと判断した場合は、この限りではない。
- (2) 本市は、受注者及び下請負人等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うことができる。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行に当たり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、当該下請負人等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は下請負人等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が (1) に定める報告及び届け出又は (2) に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

別紙2 賃借機器設置一覧

1 設置場所所在地

設置施設	所在地
上下水道局本庁舎_本館	堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2
上下水道局本庁舎_南館	堺市北区百舌鳥梅北町2丁57番地1
配水管理センター	堺市西区家原寺町2丁21番地1
配水管理センター_水質試験棟	同上
三宝水再生センター	堺市堺区松屋大和川通4丁147番地1
三宝水再生センター_し尿処理施設	堺市堺区松屋大和川通4丁（三宝水再生センター北側）
災害対策センター	堺市堺区松屋大和川通3丁140番地2

2 設置機器及び予定枚数（※予定枚数は令和7年度実績をベースに算出（テスト及びミス印刷枚数は含まない））

①複合機（上下水道局本庁舎）

設置施設	設置 フロア	ランク	月間印刷予定枚数		年間印刷予定枚数	
			モノクロ	カラー	モノクロ	カラー
上下水道局本庁舎_本館	5F	A	8,300	1,260	99,600	15,120
	4F	B	4,890	370	58,680	4,440
	4F	B	7,600	290	91,200	3,480
	4F	C	70	5	840	60
	3F	B	8,900	1,510	106,800	18,120
	3F	B	8,180	910	98,160	10,920
	2F	B	7,940	1,680	95,280	20,160
	2F	B	10,130	2,180	121,560	26,160
	1F	B	5,030	300	60,360	3,600
	1F	B	13,380	1,200	160,560	14,400
上下水道局本庁舎_南館	3F	C	3,410	760	40,920	9,120
	3F	C	2,530	190	30,360	2,280
計		12台	80,360	10,655	964,320	127,860

②複合機（出先施設）

設置施設	設置 フロア	ランク	月間印刷予定枚数		年間印刷予定枚数	
			モノクロ	カラー	モノクロ	カラー
配水管理センター	2F	B	890	220	10,680	2,640
配水管理センター_水質試験棟	1F	C	410	5	4,920	60
三宝水再生センター	1F	C	3,800	150	45,600	1,800
	2F	C	1,500	10	18,000	120
	2F	C	550	5	6,600	60
三宝水再生センター_し尿処理施設	1F	C	60	5	720	60
災害対策センター	2F	C	4,540	500	54,480	6,000
計		7台	11,750	895	141,000	10,740

③コイン式複合機

設置施設	設置 フロア	ランク	月間印刷予定枚数		年間印刷予定枚数	
			モノクロ	カラー	モノクロ	カラー
上下水道局本庁舎_本館	1F	D	370	5	4,440	60
計		1台	370	5	4,440	60

<参考> ランク別予定枚数

ランク	台数	月間印刷予定枚数		年間印刷予定枚数	
		モノクロ	カラー	モノクロ	カラー
A	1台	8,300	1,260	99,600	15,120
B	9台	66,940	8,660	803,280	103,920
C	9台	16,870	1,630	202,440	19,560
D	1台	370	5	4,440	60
計	20台	92,480	11,555	1,109,760	138,660

別紙 3「賃借機器仕様一覧」

●複合機仕様

	仕様
複合機基本機能	1. 自動両面コピー・印刷 2. 自動両面原稿送り（シート原稿 A3～B5） 3. 原稿収納可能枚数：100 枚以上 4. 原稿セット位置：ガラス面のコーナー（角） 5. 用紙トレイ：4 段以上 6. 全ての用紙トレイの給紙量：500 枚以上 7. 4 種類以上の用紙を同時にセット 8. 用紙トレイ給紙：複合機本体正面 9. 手差しによる給紙（50 枚以上） 10. A3～A5 版コピー・印刷可能 11. 手差しトレイにより官製はがきへの印刷可能 12. 部単位印刷 13. ファーストコピータイム：10 秒以下 14. ウォームアップタイム：40 秒以下 15. 使用電源は、100V・15A（50/60Hz）以下 16. 複合機本体の電力消費量：1.5kw/h 以下 17. 省電力モード 18. エコマークへの適合 19. ネットワークへの接続（インターフェイス）は Ethernet 1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T 20. 通信プロトコル：TCP/IP に対応 21. IPv4 及び IPv6 への対応が可能 22. 発注者設置の DNS サーバにより名前解決が可能 23. IP アドレス等の設定に本市指定のパスワード等の入力が必要 24. ネットワーク・スキャナ・ファックス等に係る各種設定がオンラインで集中管理が可能 25. 24 の操作にはパスワード等の入力が必要 26. DHCP への対応 27. 次に掲げる認証印刷機能を有していること。 - ア 発注者が管理する Active directory（以下「AD」という。）と連携しユーザ認証ができること。 - イ 認証方法は FeliCa による IC カード認証及び AD のユーザ名・パスワード入力による認証印刷ができること。 - ウ カード認証に必要な IC カードリーダは受注者が用意すること。なお、内蔵型・外付け型は問わない。IC カード（FeliCa）については、発注者が用意する。 28. 次に掲げるログを 1 年間分以上保存でき、CSV 等で出力可能であること。 - ア 認証に係るログ（ユーザ名、認証時間） - イ データ出力に関するログ（出力した複合機名、用紙サイズ、カラー/モノクロ、片面/両面、ドキュメント名）
複合機機能 （コピー機能）	29. 読取解像度及び印刷解像度：600dpi×600dpi 以上 30. ファーストコピータイム：10 秒以下 31. 印刷倍率：50%～ 200%かつ 8 段階以上の固定拡張倍率 32. 印刷倍率：25%～400%までの範囲で任意の拡張倍率が設定可能

	仕様
複合機機能 (プリンタ機能)	33. 印刷解像度：600dpi×600dpi 以上 34. 下記 OS（日本語版）の 32 ビット及び 64 ビット版からそれぞれの印刷に対応 ➤ Windows 11 ➤ Windows Server 2019 ➤ Windows Server 2022 ➤ Windows Server 2025 35. Windows 標準のプリントプロセッサ「WinPrint」で印刷が可能 発注者が利用している OCR 帳票の所定位置に印字が可能（位置ずれに対して印字位置調整等の保守対応） 36. 印刷ジョブの登録時に出力先複合機の指定を不要とし、任意の複合機において認証後に印刷ジョブを選択し出力できる機能を有していること。 37. 登録された印刷ジョブは複数の複合機間で共有可能であること。 38. 未出力ジョブの保持および削除制御が可能であること。
複合機機能 (スキャナ機能)	39. カラースキャナ 40. 読み込みの方式は、局内ファイルサーバ内のフォルダへのプッシュ型送信方式（1 台に 5 か所以上の保存場所から選択可能） 41. 送信先フォルダを自由に設定 42. 読取解像度：600dpi×600dpi 以上 43. 取込データ：ファイルサイズを圧縮した PDF、暗号化した PDF、文字を認識したテキスト付 PDF をそれぞれ生成可能であること。
複合機機能 (ファックス機能)	44. 記録紙サイズ：A3～A5 版 45. 宛先確認画面を表示する等、誤送信抑止機能を備えていること 46. 送信結果確認 47. 受信したファックスデータは紙出力することなく、指定のフォルダに自動で保存可能 48. プライマリ側ネットワーク上に本市が設置しているパソコンから直接送受信することができるダイレクトファックス機能 49. 一般公衆回線からの通信及び一般公衆回線への通信はファックス通信のみ
複合機 ランク A	50. 連続複写速度 A4 横 45 枚以上／分 51. カラーコピー・印刷
複合機 ランク B	52. 連続複写速度 A4 横 35 枚以上／分 53. カラーコピー・印刷
複合機 ランク C	54. 連続複写速度 A4 横 25 枚以上／分 55. カラーコピー・印刷
複合機 ランク D	56. 連続複写速度 A4 横 25 枚以上／分 57. カラーコピー・印刷
コインベンダー	58. 10 円、50 円、100 円、500 円硬貨を利用した金銭の自動授受 59. 出力 1 枚当たりの授受する金銭を自由設定 60. 電源は、複合機本体から供給又は複合機と合わせて 1 電源から供給可能 61. レシートプリンタの設置